

「福岡市保育協会補助金の概要について」添付資料

- 1 福岡市保育協会補助金交付要綱・・・・・・・・・・ P 1～P 8
- 2 平成27年度福岡市保育協会補助金交付基準・・・・ P 9～P 12
- 3 福岡市長時間保育実施要綱・・・・・・・・・・ P 13, P 14
- 4 福岡市家庭支援推進保育事業実施要綱・・・・・・・・ P 15～P 17
- 5 福岡市私立保育所定員割れ対策実施要綱・・・・・・・・ P 18, P 19

福岡市保育協会補助金交付要綱

(通 則)

第1条 福岡市保育協会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 私立保育所等職員の処遇改善、資質の向上及び保育所運営の円滑化を図るために助成することを目的として交付するものとする。

(暴力団の排除)

第3条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(定 義)

第4条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により設置された保育所

(2) 保育所型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園設置法」という。）第3条第1項の規定により認定された施設

(3) 幼保連携型認定こども園

認定こども園設置法第17条第1項の規定により認可された施設

(4) 私立保育所等

保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園

(5) 入所児童

児童福祉法第24条第1項の規定に基づき私立保育所等における保育が行われる児童のうち、委託費の支弁対象となっている児童

(6) 職 員

ア 私立保育所等に雇用されており、入所児童の保育を担当している正規職員（労働契約において雇用期間の定めのない者）で、福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）により入所児童の処遇に必要と認められる者

イ 家庭支援推進保育事業、障がい児保育事業及び離島加配により加配又は配置される保育士及び調理員で正規職員（各私立保育所の就業規則において定められた給料表の適用を受ける者で、かつ、労働契約において雇用期間の定めのない者）とする。但し、調理員については3名を限度とする。

ウ こども未来局長が別に定める者

(7) 累積繰越金等

保育所経理区分における前年度末の当期末支払資金残高及び各積立金（人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・設備整備積立金をいう。）の合計額。ただし、経理規程準則により経理処理をする場合においては、「保育所経理区分」を「施設会計」、「当期末支払資金残高」を「繰越金」、「積立金」を「引当金」と読み替える。

(8) 累積繰越金率

保育所経理区分における前年度収入決算額（資金収支決算内訳表における当該施設経理区分の「経常収入計」「施設整備等収入計」「財務収入計」の合計額から「施設整備等補助金収入」「施設整備寄附金収入」「借入金収入」「借入金元金償還補助金収入」「積立預金取崩収入」を除いた金額をいう。）に対する累積繰越金等の保有額の割合。ただし、経理規程準則により経理処理をする場合においては、施設会計における資金収支計算書の貸方合計額（「引当金戻入」を除く。）に対する累積繰越金等の保有額の割合。

（補助金の交付）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、一般社団法人福岡市保育協会（以下「保育協会」という。）のみとする。

2 保育協会は、補助金の交付を受けたときは、別に定める福岡市保育協会補助金交付基準に基づき算出した額を私立保育所等に配分しなければならない。

3 保育協会は、私立保育所等より報告書その他必要書類等を徴し、私立保育所等に配分した補助金の成果について審査しなければならない。

（補助対象）

第6条 補助金の交付対象となる費用は、次のとおりとする。

(1) 保育協会の運営に要する費用

(2) 研修等の保育協会が行う事業に要する費用

(3) 職員の処遇改善、資質の向上に要する費用

(4) 入所児童の処遇改善に要する費用

(5) その他、私立保育所等の運営に要する費用（ただし、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園にあつては、入所児童及び職員に係るものに限る。）

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるところによる。

（補助事業年度及び補助金の額）

第8条 補助事業の年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

2 年度あたりの補助金の額は、市の予算の範囲内において市長が定めるものとする。

（補助金の交付申請期限）

第9条 保育協会は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度4月5日までに規則第4条の規定による申請書を提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第10条 市長は、規則第6条の規定により、補助金の交付の決定をする場合には、補助項目に掲げる事業の実施細目について必要な条件を付するものとする。

（補助金の交付時期）

第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、保育協会の事業計画に基づき、毎四半期において市長が必要と認める額を毎四半期の最初の月に保育協会に交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第12条 市長は、次の各号に該当するときは、規則第18条に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金のうち当該取り消しに係る額の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付に係る審査等の結果、虚偽その他の不正な手段によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 児童福祉法等法令の規定により市が行う児童福祉施設の監査の結果、私立保育所等におけるこの要綱に基づく補助金に係る事務の執行について不正又は不適切な点が明らかになったとき。

2 市長は、次の各号に該当するときは、補助金交付の一部を停止し又は取り消し、既に交付した補助金のうち当該取り消しに係る額の返還を命ずることができる。

(1) 民間施設給与等改善費加算分の支給が停止されているとき。

(2) 不正な経理及び指導監査の結果必要とされた改善への取り組みがなされないなど私立保育所等の運営が不適切と認められるとき。

(3) 累積繰越金等を、定員90人までは6,000万円以上、定員91人から150人までは7,000万円以上、定員151人から200人までは8,000万円以上、定員201人からは9,000万円以上保有し、かつ累積繰越金率が35%以上のとき、及び、累積繰越金等

の保有額にかかわらず、定員 30 人までは累積繰越金率 75%以上、定員 31 人からは累積繰越金率 50%以上のとき。

(4) 運営費（累積繰越金等を含む。）の一部を同一の法人が運営する保育所（その所在地が福岡市の市域外にあるものに限る。）又は他の社会福祉事業に係る経費に流用したとき。

3 前項各号による補助金の交付の一部停止又は取り消しは、次の各号に掲げる項目を除く交付額の範囲内において行う。

(1) 一般社団法人福岡市保育協会が実施する研修費及び人権研修費

(2) 施設研修費

(3) 家庭支援推進保育事業に係る費用

(4) 離島加配保育士雇用費

(5) 定員割れ対策による保育士雇用費

(6) 報償費

4 第2項第3号による補助金の交付の一部停止又は取り消しは、別表2に掲げる減額率を減額対象の項目にかかる補助金額に乗じて得た額を減額する。ただし、減額対象となった初年度は、減額率に2分の1を乗じた額とし、継続して減額対象となった場合はこの限りでないものとする。

5 第2項第4号による補助金の交付の一部停止又は取り消しは、次の算式により算出した減額率を、流用を行った翌年度の減額対象の項目に係る補助金額に乗じて得た額を減額する。ただし、算出した減額率が100%を超える場合は、100%とする。

減額率(%)＝流用を行った金額／流用を行った年度の補助金額（第1項各号に掲げる項目にかかる金額を除く。）×100（小数点以下第一位を四捨五入）

6 第4項による減額率と第5項による減額率の割合が異なる場合は、より割合が高い減額率を適用する。

（補助額の確定）

第13条 福岡市保育協会は、各私立保育所等から報告書その他必要書類を提出させ、その内容に基づいて補助額を確定し、市長あて報告しなければならない。

（委 任）

第14条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日決裁）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日決裁）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年７月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年７月１日から施行し、平成２０年度に交付する福岡市保育協会補助金より適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

２ この要綱は、平成２８年３月３１日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

１ この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

２ この要綱は、平成２８年３月３１日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表 1

福岡市保育協会補助金 補助対象経費

項目	
1 保育協会の運営に要する費用	
2 保育協会が行う事業に要する費用	
3 職員の処遇改善、資質の向上に要する費用	(1) 初任給調整措置費
	(2) 研修費
	(3) 長時間保育手当
	(4) 被服手当
	(5) 勤続手当
4 入所児童の処遇改善に要する費用	(1) 家庭支援推進保育士雇用費
	(2) 離島加配保育士雇用費
	(3) 充実保育士雇用費
	(4) 主任保育士の業務改善費
	(5) 年休等代替職員雇用費
	(6) 定員割れ対策による保育士雇用費
	(7) 週休代替職員雇用費
	(8) パート調理員雇用費
5 私立保育所等の運営に要する費用	(1) 退職共済掛金
	(2) 行事用給食
	(3) 日本スポーツ振興センター負担金
	(4) 賠償責任保険
	(5) 報償費
	(6) 施設整備費
	(7) 「腸管出血性大腸菌」対策の検便経費

別表 2

福岡市保育協会補助金 累積繰越金等による減額基準

定 員 区 分	累積繰越金等保有額		累積繰越金率	減額率
90人まで	6,000万円以上		35%以上40%未満	30%
			40%以上45%未満	40%
			45%以上50%未満	50%
			50%以上	100%
	6,000万円未満	定員31人から	50%以上	100%
		定員30人まで	75%以上	100%
91人から150人まで	7,000万円以上		35%以上40%未満	30%
			40%以上45%未満	40%
			45%以上50%未満	50%
			50%以上	100%
	7,000万円未満		50%以上	100%
151人から200人まで	8,000万円以上		35%以上40%未満	30%
			40%以上45%未満	40%
			45%以上50%未満	50%
			50%以上	100%
	8,000万円未満		50%以上	100%
201人から	9,000万円以上		35%以上40%未満	30%
			40%以上45%未満	40%
			45%以上50%未満	50%
			50%以上	100%
	9,000万円未満		50%以上	100%

平成 27 年度 福岡市 保育協会 補助金 交付 基準

項 目	交 付 基 準	摘 要
1 保育協会の運営に要する費用	福岡市保育協会の運営費に要する経費で次の区分により助成する。 ・人件費 13,778,165円 ・事務費 223,796円 ・管理費 1,937,950円(パソコリス1,612千円含む)	
2 保育協会が行う事業に要する費用	協会研修費：保育協会の研修計画実施に要する経費として次の区分により助成する。 ・一般職員研修 7,698,320円 ・人 権 研 修 15,283,716円 ※別表参照 ・施 設 研 修 2,717,520円 ・保育士他都市研修 3,948,444円 ・調理員他都市研修 785,760円	・施設研修は、各施設の職場研修を助成。1施設年額13,520円 ・施設研修については、報告書を提出
3 職員の処遇改善、資質の向上に要する費用		
(1) 初任給調整措置費	職員の処遇改善と資質の向上を図るとともに職員雇用の充実のため、平成2年度の国家公務員の給与改定で初任給の1号俸アップによる在職者調整が行われたので、それを基準に助成する。	初任給調整措置費(別紙1のとおり)
(2) 研 修 費	職員の自己研修費に対し助成する。 ・保育士研修費1人当たり 20,000円/年 ・調理員研修費1人当たり 20,000円/年	※見直し協議中であるため現時点では不交付とする。
(3) 長時間保育手当	福岡市長時間保育実施要綱第3条及び第4条の条件を満たしている保育所に勤務する保育士・調理員に対し助成する。助成額は要綱第8条に示す額とする。	※見直し協議中であるため現時点では不交付とする。
(4) 被服手当	・保育士1人当たり 7,700円/年 ・調理員1人当たり 12,300円/年	※見直し協議中であるため現時点では不交付とする。
(5) 勤続手当	職員の処遇改善と資質の向上を図るとともに職員雇用の充実のため、保育士・調理員に対し、勤続年数に応じ助成する。 ・勤続年数 0～5年 6～10年 11～15年 16～20年 21年以上 ・支給月額 1千円 5千円 7千円 10千円 12千円	
4 入所児童の処遇改善に要する費用		
(1) 家庭支援推進保育士雇用費	家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が入所する私立保育所に対し、指定された家庭支援推進保育事業実施要綱に定める加配保育士を雇用するための経費を助成する。 ・保育士1人当たり 3,587,966円/年 ※国家公務員のベア後、単価改定を実施	・加配保育士を指定し、精算する。
(2) 離島加配保育士雇用費	離島という地域的特殊性による保育士確保の困難性を解消するため年間雇用に係る指定された保育士雇用経費を助成する。 ・保育士雇用費 3,096,173円/年 ※国家公務員のベア後、単価改定を実施	・加配保育士を指定し、精算する。
(3) 充実保育士雇用費	保育士の労働条件を緩和し、保育内容の充実を図るため非常勤保育士を雇用する経費140日分を助成する。 ・1施設当たり 905,800円/年	【賃金保育士】 日 額 5,920円 交通費 550円 ・玄界島保育所は除く(離島加配)

項 目	交 付 基 準	摘 要
(4) 主任保育士の業務改善費	国の主任保育士専任化制度の対象外の私立保育所について、主任保育士の業務負担を軽減するための代替非常勤保育士を雇用する経費を次の区分により助成する。 ・ 1施設当たり 730,080円／年(上記(1)該当園除く) ・ 1施設当たり 1,053,000円／年(上記(1)該当園)	【4Hパート】 助成額 2,960円 交通費 550円
(5) 年休等代替職員雇用費	年間20日以内で実際に有給休暇を取得した日数について、運営費対象保育士・調理員は、交通費加算分を助成することとし、福岡市保育協会補助金交付要綱第4条6号イに定める保育士、調理員については代替職員を雇用する経費及び交通費加算分を助成する。 ・ 賃金保育士 日額 5,920円(交通費550円加算) ・ 賃金調理員 日額 5,816円(")	・ 報告書の提出を要する。 ・ 玄界島保育所は除く(離島加配)
(6) 定員割れ対策による保育士雇用費	福岡市私立保育所定員割れ対策実施要綱に該当する保育所に助成する	
(7) 週休代替職員雇用費	週休実施のための代替職員を雇用する経費を助成する。ただし、運営費対象保育士・調理員は、運営費分を減額し助成する。 ・ 賃金保育士 日額 5,920円(交通費550円加算) ・ 賃金調理員 日額 5,816円(")	・ 報告書の提出を要する。 ・ 玄界島保育所を除く(離島加配)
(8) パート調理員雇用費	定員100人以上の施設に対し、パート調理員の雇用に係る経費300日分を助成する。 ・ 1施設当たり 1,255,500円／年	【5Hパート調理】 助成額 3,635円 交通費 550円

5 私立保育所の運営に要する費用

(1) 退職共済掛金	福祉医療機構の退職共済制度等の加入職員の掛金を助成する。 ・ 職員1人当たり 39,000円／年	・ 加入写しで精算のこと
(2) 行事用給食	行事用給食(年4回～入園式、運動会、遠足、卒園式)の充実のため助成する。 ・ 入所児童1人当たり 600円／年	【単価】 150円×4回
(3) 日本スポーツ振興センター負担金	日本スポーツ振興センターの掛金の施設負担分を次の区分で助成する。 ・ A 階層 1人当たり 65円 ・ B, C 階層 1人当たり 375円 ・ D 階層 1人当たり 125円	・ 加入写しで精算のこと
(4) 賠償責任保険	入所児全員を対象に賠償責任保険(施設内で事故が発生した場合の保障)の保険料を助成する。 ・ 児童1人当たり 150円／年	・ 加入写しで精算のこと
(5) 報償費	運営費負担金納入勧奨強化のための経費を助成する。 ・ 1施設当たり 70,000円／年 ・ 児童1人あたり 215円／年	・ 認定こども園は除く
(6) 施設整備費	保育所環境整備のための経費を助成する。 ・ 1施設当たり 120,000円／年 ・ 定員児童1人当たり 2,000円／年 (対象園: 90人以下の小規模保育所, 社会福祉法人以外の保育所とする。)	・ 新築, 全面改築は当該年度のみ除く ・ 報告書の提出を要する。
(7) 「腸管出血性大腸菌」対策の検便経費	「腸管出血性大腸菌」対策のため、乳児担当保育士及び調理業務に従事する職員に対し助成する。 ・ 対象職員1人当たり 1,148円／月	・ 報告書の提出を要する。

●人権研修にかかる補助金交付基準

項目	交付基準																					
1 主催研修																						
(1) 施設外研修	研修実施のための経費を助成する。 ・ 研修 1 回当たり 「福岡市講師謝礼基準」に基づく必要な額(謝礼金) ・ 参加者 1 人当たり 600 円／回 (交通費) ・ 資料作成費 200,000 円を限度とする必要な額 研修参加のための代替職員を雇用する経費を助成する。 ・ 賃金保育士 日額 2,960円(交通費550円加算) ・ 賃金調理員 日額 2,908円(")																					
(2) 施設内研修	研修実施のための経費を助成する。 ・ 研修 1 回当たり 「福岡市講師謝礼基準」に基づく必要な額(謝礼金) ・ 児童定員に応じた次の区分の額(時間外手当) <table><tr><td>50 人未満の園</td><td>・ ・ ・</td><td>25,000 円／年</td></tr><tr><td>50 人以上～100 人未満の園</td><td>・ ・ ・</td><td>50,000 円／年</td></tr><tr><td>100 人以上～150 人未満の園</td><td>・ ・ ・</td><td>75,000 円／年</td></tr><tr><td>150 人以上～200 人未満の園</td><td>・ ・ ・</td><td>100,000 円／年</td></tr><tr><td>200 人以上～250 人未満の園</td><td>・ ・ ・</td><td>125,000 円／年</td></tr><tr><td>250 人以上～300 人未満の園</td><td>・ ・ ・</td><td>150,000 円／年</td></tr><tr><td>300 人以上～350 人未満の園</td><td>・ ・ ・</td><td>175,000 円／年</td></tr></table>	50 人未満の園	・ ・ ・	25,000 円／年	50 人以上～100 人未満の園	・ ・ ・	50,000 円／年	100 人以上～150 人未満の園	・ ・ ・	75,000 円／年	150 人以上～200 人未満の園	・ ・ ・	100,000 円／年	200 人以上～250 人未満の園	・ ・ ・	125,000 円／年	250 人以上～300 人未満の園	・ ・ ・	150,000 円／年	300 人以上～350 人未満の園	・ ・ ・	175,000 円／年
50 人未満の園	・ ・ ・	25,000 円／年																				
50 人以上～100 人未満の園	・ ・ ・	50,000 円／年																				
100 人以上～150 人未満の園	・ ・ ・	75,000 円／年																				
150 人以上～200 人未満の園	・ ・ ・	100,000 円／年																				
200 人以上～250 人未満の園	・ ・ ・	125,000 円／年																				
250 人以上～300 人未満の園	・ ・ ・	150,000 円／年																				
300 人以上～350 人未満の園	・ ・ ・	175,000 円／年																				
2 参加研修	研修参加にかかる経費を助成する。 ・ 「福岡市職員等旅費支給条例」及び「福岡市職員等旅費支給条例施行規則」に基づく必要な額(旅費) ・ 研修参加に必要な額(参加費)																					

平成27年度初任給調整措置費

【保育士】

勤続年数			支給額
高卒	短大卒	大卒	月額
勤続1年目	—	—	0円
勤続2年目	—	—	0円
勤続3年目	勤続1年目	—	5,300円
勤続4年目	勤続2年目	—	4,500円
勤続5年目	勤続3年目	勤続1年目	4,500円
勤続6年目	勤続4年目	勤続2年目	4,800円
勤続7年目	勤続5年目	勤続3年目	2,300円
勤続8年目	勤続6年目	勤続4年目	900円
※	※	※	3,300円
※	※	※	1,800円

・「※」については、各園が定める給与規程における初任給基準表に定める職務の級の次の級で、最初の号俸並びにその次の号俸を適用する者に補助する。

【調理員】

勤続年数				支給額
中卒	高卒	短大卒	大卒	月額
勤続1年目	—	—	—	3,800円
勤続2年目	—	—	—	3,800円
勤続3年目	勤続1年目	—	—	3,900円
勤続4年目	勤続2年目	—	—	3,100円
勤続5年目	勤続3年目	勤続1年目	—	4,700円
勤続6年目	勤続4年目	勤続2年目	—	3,600円
勤続7年目	勤続5年目	勤続3年目	勤続1年目	4,500円
勤続8年目	勤続6年目	勤続4年目	勤続2年目	3,000円
勤続9年目	勤続7年目	勤続5年目	勤続3年目	1,800円

＜備考：勤続年数の考え方＞

・「勤続年数」とは、各園の給与規程に定めた初任給基準表により、職種や学歴による初任給の号俸を勤続1年目とする。

福岡市長時間保育実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市が保護者の通勤時間や地域の保育需要等を考慮して、保育所の開所時間を延長することにより、朝・夕の保育の充実を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第2条 本事業の名称は「長時間保育」と称する。

(長時間保育の時間)

第3条 長時間保育実施のための保育所の開所時間の延長は朝1時間30分、夕方1時間とする。したがって、一般保育所の場合の保育所開所時間は午前7時30分から午後6時までとする。

2 地域あるいは保護者等の事情により、保育所の開所時間を短縮する場合は事前に市に対し、協議を行うこと。

3 協議にあたっては、保護者と十分協議し、保護者の了解のもとに市に対し、協議を行うこと。

(職員の配置)

第4条 長時間保育の実施にあたっては、保育所の開所時間を職員の時差出勤により対応することとする。なお、朝・夕の登退所児童が特に多い保育所にあつては、児童数に対応した職員の配置ができる時差出勤を実施する等の方法により、保護者、児童、職員に混乱が生じることのないよう努めること。

(市の補助)

第5条 市は第3条及び、第4条の要件を満たす保育所に対し福岡市保育協会を通して、福岡市保育協会補助金交付基準で定める額を補助する。

2 前項の補助の名称は、長時間保育手当（以下「手当」という。）とする。

(補助の性格)

第6条 長時間保育は職員が実際に通常の勤務時間以外の時間に従事することに伴う手当としてではなく、職員の処遇改善費として支給される手当であること。したがって、通常の時間外手当としては執行できない。

(支給対象)

第7条 「手当」の支給対象職員は、福岡市保育協会補助金交付要綱第2条に定める常勤の保育士及び調理員とする。

(手当の額)

第8条 前条の職員に支給する手当の額等は、福岡市保育協会が示す基準に基づき、民間保育所の給与規程に定めるものとする。

2 福岡市保育協会は前項の基準について、市の承認を得るものとする。

(規定外の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による補助金の交付に関しては、福岡市保育協会補助金交付要綱の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

長 時 間 保 育 手 当 支 給 額 表

平成26年度承認分

(保育士)

号俸	手当月額	号俸	手当月額	号俸	手当月額	号俸	手当月額
1-4	8,544	2-2	10,140	3-1	10,950	4-1	12,912
1-5	8,844	2-3	10,536	3-2	11,358	4-2	13,398
1-6	9,186	2-4	10,950	3-3	11,766	4-3	13,896
1-7	9,540	2-5	11,292	3-4	12,174	4-4	14,418
1-8	9,900	2-6	11,592	3-5	12,612	4-5	14,946
1-9	10,164	2-7	11,892	3-6	13,080	4-6	15,456
1-10	10,374	2-8	12,186	3-7	13,542	4-7	15,954
1-11	10,548	2-9	12,462	3-8	13,974	4-8	16,452
1-12	10,710	2-10	12,732	3-9	14,364	4-9	16,938
1-13	10,872	2-11	12,996	3-10	14,742	4-10	17,412
1-14	11,004	2-12	13,260	3-11	15,114	4-11	17,880
1-15	11,130	2-13	13,518	3-12	15,456	4-12	18,336
1-16	11,226	2-14	13,722	3-13	15,798	4-13	18,786
		2-15	13,908	3-14	16,122	4-14	19,230
		2-16	14,094	3-15	16,440	4-15	19,632
		2-17	14,280	3-16	16,728	4-16	20,010
		2-18	14,454	3-17	16,992	4-17	20,286
		2-19	14,574	3-18	17,220	4-18	20,532
				3-19	17,430	4-19	20,772
				3-20	17,598	4-20	20,946
				3-21	17,760	4-21	21,108
				3-22	17,916	4-22	21,270
				3-23	18,066	4-23	21,438
				3-24	18,210	4-24	21,612
				3-25	18,354	4-25	21,774
				3-26	18,492	4-26	21,930
				3-27	18,630	4-27	22,074
				3-28	18,768	4-28	22,218
				3-29	18,906		
				3-30	19,038		
				3-31	19,170		
				3-32	19,302		

(調理員)

号俸	手当月額	号俸	手当月額	号俸	手当月額	号俸	手当月額
1-2	7,182	2-2	10,164	3-1	10,854	4-1	11,868
1-3	7,404	2-3	10,506	3-2	11,190	4-2	12,216
1-4	7,620	2-4	10,848	3-3	11,526	4-3	12,594
1-5	7,830	2-5	11,148	3-4	11,868	4-4	12,990
1-6	8,070	2-6	11,442	3-5	12,210	4-5	13,392
1-7	8,352	2-7	11,742	3-6	12,582	4-6	13,788
1-8	8,634	2-8	12,042	3-7	12,960	4-7	14,154
1-9	8,988	2-9	12,348	3-8	13,332	4-8	14,502
1-10	9,348	2-10	12,660	3-9	13,698	4-9	14,850
1-11	9,762	2-11	12,972	3-10	14,046	4-10	15,198
1-12	10,152	2-12	13,272	3-11	14,382	4-11	15,516
1-13	10,488	2-13	13,560	3-12	14,712	4-12	15,828
1-14	10,806	2-14	13,848	3-13	15,024	4-13	16,128
1-15	11,076	2-15	14,130	3-14	15,330	4-14	16,434
1-16	11,334	2-16	14,388	3-15	15,630	4-15	16,734
1-17	11,592	2-17	14,634	3-16	15,912	4-16	17,040
1-18	11,826	2-18	14,868	3-17	16,212	4-17	17,310
1-19	12,036	2-19	15,084	3-18	16,512	4-18	17,568
1-20	12,210	2-20	15,246	3-19	16,788	4-19	17,790
1-21	12,390	2-21	15,384	3-20	17,040	4-20	18,000
1-22	12,570	2-22	15,522	3-21	17,232	4-21	18,204
1-23	12,744	2-23	15,648	3-22	17,406	4-22	18,396
1-24	12,912	2-24	15,774	3-23	17,562	4-23	18,576
1-25	13,056	2-25	15,894	3-24	17,712	4-24	18,756
1-26	13,194	2-26	16,014	3-25	17,850	4-25	18,918
1-27	13,326	2-27	16,140	3-26	17,988	4-26	19,074
1-28	13,458	2-28	16,266	3-27	18,126	4-27	19,218
1-29	13,584	2-29	16,386	3-28	18,264	4-28	19,356
1-30	13,704	2-30	16,500	3-29	18,396	4-29	19,488
1-31	13,818	2-31	16,614	3-30	18,528	4-30	19,620
1-32	13,926	2-32	16,722	3-31	18,648	4-31	19,752
		2-33	16,836				

* 欄外の級号俸は支給対象外

福岡市家庭支援推進保育事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市の保育事業の向上及び入所児童の処遇改善を図るため、日常生活における基本的な生活習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童（加配基準（別紙1）において「要支援家庭・児童」という。）が一定以上入所している保育所等に対して保育士の増員配置を行う家庭支援推進保育事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により設置された保育所

(2) 保育所型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園設置法」という。）第3条第1項の規定により認定された施設

(3) 幼保連携型認定こども園

認定こども園保設置法第17条第1項の規定により認可された施設

(4) 保育所等

保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園

(職 員)

第3条 事業を実施する保育所等は、家庭支援推進保育事業保育士の加配基準（別紙1）により、保育士を配置する。

2 上記により配置する保育士は、労働契約において雇用期間の定めのない者とする。

3 上記により配置する保育者、人権保育の知識を有する保育の実務経験が1年以上ある者とし、当該年度に福岡市が指定する人権保育に関する研修等を受講することとする。

(補 助)

第4条 事業を実施する保育所等に対し、福岡市家庭支援推進保育事業に必要な経費を助成する。

2 補助金の交付に関しては、福岡市保育協会補助金交付要綱の定めるところによる。

3 補助金の交付額は、福岡市保育協会補助金交付基準の定めるところによる。

(規定委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年3月18日付同和加配保母加配基準（平成9年4月1日付「家庭支援推進保育事業加配基準」に名称変更）については、平成10年3月末日で廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市家庭支援推進保育事業 加配基準

	加 配 の 内 容
対象施設	市内保育所等
対象児童 (注)	要支援家庭・児童 ただし、本市において確認が取れたものに限る。
基準日	各年4月1日及び10月1日
補助期間	4月1日を基準とした場合は、4月1日から当年度末までとする。 10月1日を基準とした場合は、10月1日から当年度末までとする。
加配基準	保育所入所児童のうち、対象児童数が入所児童数の35%（小数点以下切り捨て）以上入所している保育所に対し、保育士1人を加配する。
経過措置	年2回の基準日のうち、1回でも基準を満たせば、翌年度において、対象児童が減少し、対象児童数が入所児童数の35%未満となった場合についても、経過措置として保育士1人を1か年加配する。

【平成26年度までの経過措置】

- 平成24年度は、経過期間とし、平成23年度に加配を受けた保育所を加配対象保育所とし、平成23年度に加配保育士数と同数の保育士を加配する。
平成24年4月1日の改正後の保育士加配基準は、平成25年4月1日より適用する。
- 平成23年度において、平成24年4月1日の改正前の保育士加配基準1の(1)(2)(3)及び2に該当し、保育士の加配を行っていた保育所については、平成25年度以降に平成24年4月1日の改正後の保育士加配基準を満たさなくなった場合においても、平成25年度及び平成26年度に限り、保育士1人を加配する。

(注)

【対象児童確認項目】

保育所から確認依頼のあった対象児童について、区子育て支援課において、下記①～⑤の項目のいずれかに該当するとの確認が取れた児童に限る。

- ①被虐待や虐待が疑われる児童など配慮を要す児童、②ひとり親や両親のいない家庭の児童、③外国籍の児童、④保護者の障がいや疾病により入所している児童、⑤低所得世帯（所得階層A・B）に該当する児童

福岡市私立保育所定員割れ対策実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、私立の小規模保育所で保育所職員の処遇を維持することにより、私立の小規模保育所（以下「保育所」という。）の安定した運営を確保するため、入所児童数が年度当初に定員を大幅に下回った場合に人件費の一部を補助することを目的とする。

2 市が定める保育単価の違いによる運営費の差額を補助する。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育単価

保育所に入所した運営児童1人当たりの運営費の月額単価

(2) 私的契約児

法律上の保育の実施によらないで入所した児童

(3) 保育協会補助金

保育所の運営を助成することにより、保育所従事者の処遇改善及び資質の向上をはかり、児童の健全育成に資するため福岡市補助金交付規則に基づき交付されている補助金

(4) 一般生活費

入所児童の給食に要する材料費及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等

(5) 小規模保育所

20人以上60人未満の定員の保育所

(支弁の対象)

第3条 定員割れ対策費の支弁を受けることができる保育所は、法第35条第4項の規定により認可を得た小規模保育所で、年度当初の入所児童数が定員を下回った保育所で、年度当初の入所児童数が、定員数に対し25%以上減少し、次の条件を満たしている施設であること。

(1) 施設運営が適正に行われていること。

(2) 私的契約児が在園していないこと。

(支弁の時期)

第4条 定員割れ対策該当保育所に対する補助金の支出は、7月、10月、1月に福岡市保育協会補助金の交付と同時に支出する。

(報告書)

第5条 本要綱による定員割れ対策該当保育所となった施設長は、所定の様式による初日在籍入所人員を各月5日までに提出しなければならない。

(補助額)

第6条 第3条により、運営費の差額を補助する場合の補助額は、入所児童数を基礎とした当該年度の保育単価から一般生活費を減じた額に児童数を乗じた額から施設の定員区分による保育単価から一般生活費を減じた額に児童数を乗じた額を減じた額とする。

(補助申請)

第7条 本要綱による人件費補助を受ける施設は、別紙の申請書と前年度3月の職員名簿及び職員給与台帳と本年度4月の職員名簿を4月末日までに、保育協会理事長に提出すること。

附則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附則（平成１２年３月３１日決裁）

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附則（平成２７年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。